

農林水産省における施策(平成19年度予算)

- これまでの小規模な実証試験レベルから転換し、本格的導入に向け、原料供給から製造、流通まで一貫した大規模実証を行う。
- 5年後には単年度で5万kl以上の国産バイオ燃料の導入を目指す。

現状

全国7ヶ所での小規模な実証試験施設にとどまる(18年度 30kl(原油換算10kl)程度)



1. 北海道十勝産(旧)十勝農産物振興センター、旭川市、旭川市小室
2. 山形県新庄市(新庄市)、新庄市、新庄市小室
3. 大阪府堺市(大正区)、堺市、堺市小室
4. 岡山県真庭市(三井産油)、真庭市、真庭市小室
5. 沖縄県伊佐市(伊佐市)、伊佐市、伊佐市小室
6. 沖縄県宮古島市(宮古島)、宮古島市、宮古島小室
7. 福岡県北九州市(北九州市)、北九州市、北九州市小室

2010年頃

安価な原料調達が可能なもの(食料生産の副産物、規格外農産物等)からバイオ燃料を製造・導入

【可能性がある作物】

さとうきび糖みつ 規格外小麦 交付金対象外てんさい 等

コスト及び資源量からみて約10万kl(原油換算6万kl)のバイオ燃料生産がアテンション

- (参考)
1. 京都府認定目標達成計画で、バイオ燃料原油換算50万klの導入目標を決定
 2. 石川県は、EUE用のエタノール30万kl(原油換算21万kl)導入を計画

2030年頃

技術開発により、資源作物等からもバイオ燃料を製造

- ① 非食用仕向けを前提とした農業生産体系の導入
- ② バイオ技術の活用等を含めた低コスト生産技術の開発

【将来的な利用可能性】

(例) - 資源作物としてのソルガム等の利用・製材工場残材、圧搾残渣等の利用

バイオ燃料以外のバイオマスの利活用促進

バイオマスタウンの構築の加速化

19年度予算

バイオ燃料 計 109億円

国産バイオ燃料の本格的導入支援

85億円

食料生産の副産物
規格外農産物
余剰農産物
の利用

【バイオ燃料地域利用モデル実証事業】

食料生産過程の副産物、規格外農産物等を活用して、バイオ燃料の地域利用モデルの整備と技術実証を行う。
(バイオ燃料製造施設・供給施設の設置に要する経費及び技術実証経費に列して助成。)

【地域バイオマス発見活用促進事業】

3億円

日本全国津々浦々に存在するバイオマスを地域で見出し、これを活用する取組を生産者、消費者、産業界を挙げて盛り上げ

国産バイオ燃料の本格的導入

目標：5年後に単年度5万kl(原油換算3万kl)以上導入

【資源作物の導入等に向けた研究開発】

バイオ燃料の低コスト・高効率生産技術の開発
・ゲノム情報等を利用した高バイオマス量農産物の育成や資源作物の低コスト栽培法の開発
・マテリアル利用と組み合わせたバイオ燃料製造プロセスの改善

将来的には資源作物等を導入

【地域での取組を円滑に推進するための条件整備】

バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの廃棄・利用施設等の一体的な整備
家畜排せつ物利活用、食品リサイクルの推進
木質バイオマス、水産副産物の利活用の推進 等

バイオ燃料予算と合わせて

バイオマス関係予算

計 326億円

1－④ 科研費等で得られた技術シーズも含め、その活用を促進する方策を示されたい。

1. 「イノベーション創出基礎的研究推進事業」の発展型の課題採択については、本事業の技術シーズ開発型から移行だけでなく、科研費等で得られた技術シーズについても、その発展により農林水産業・食品産業等への活用が期待できる場合には、技術シーズ開発型からの移行と同等の評価を行う考えである。
2. このため申請書において、科研費も含めた既往の研究成果（競争的資金名、研究課題名、得られた知見、特許、論文等）、その技術シーズを基にした研究開発に期待できる社会・経済への貢献等の記載を求めることにより、当該研究課題の科学的意義、社会・経済的意義を適切に評価して参りたい。

1-⑤ 課題応募に当たって、HPでの公表とは別に、説明会等の開催予定はあるか。
研究期間は、3年型、5年型提案等の複数プログラムを設定するのか示されたい。

1. 8月末の予算概算要求以降、早い段階から事業の再編・整備や新事業の概要を広く周知するため、予算概算要求状況をHPに掲載するとともに、アグリビジネス創出フェア出展募集にかかる地方説明会、全国農学系学部長会議等の機会をとらえて新事業の概要についての説明をしている。さらに、今後、民間企業や公設試を主な対象としたセミナー、ブロック単位で実施される産学官の関係者が集まるアグリビジネス創出地方フェア、研究者等を対象とした事業説明会などを開催する予定であるほか、あらゆる機会を利用して、広く周知を図ってまいりたい。

(これまでの事業説明の実施状況)

- ・アグリビジネス創出フェア出展募集にかかる地方説明会
(8月29日～9月4日, 札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡, 大学、民間、公設試, 独法、団体等)
- ・全国農学系学部長会議
(10月4日, 広島, 大学)

(今後の主な予定)

- ・民間研究関連施策に関するセミナー
(10月25日, 東京, 民間、公設試、団体等)
- ・地域を活かす科学技術政策研修会
(11月7日, 宇都宮, 民間、公設試、団体等)
- ・アグリビジネス創出地方フェア
(11月9日～12月13日, 札幌、仙台、名古屋、大阪、岡山、福岡, 民間、大学、公設試、独法、団体等)
- ・競争的研究資金事業説明会
(12月下旬頃, 東京, 産・学・官の研究者その他の応募者)

2. イノベーション創出基礎的研究推進事業の中に研究開発の段階や特性に応じて「技術シーズ開発型」と「発展型」の2つの型を設けることとしており、前者は5年、後者は3年を基本に研究期間を設定することとしている。

3. また、「技術シーズ開発型」においても若手育成枠については、その性格から3年間を基本とした研究期間の設定とすることを考えている。

1-⑥ 「技術シーズ型（若手育成枠を含む）」と「発展型」への想定している資源配分の比率について示されたい

1. 「イノベーション創出基礎的研究推進事業」の平成20年度概算要求額105億49百万円のうち、前身事業である「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」及び「生物系特定産業創出のための異分野融合研究支援事業」でこれまでに採択された継続課題分が57億9百万円である。

新規採択に向けられる48億4千万円のうち、「技術シーズ開発型」の要求額は37億8千万円、「発展型」の要求額は10億6千万円であり、「技術シーズ開発型は」新規分の78%、「発展型」は22%である。

なお、この配分額については、「発展型」の採択課題数が「技術シーズ開発型」の採択課題数の約半分になるように算出を行っている。

2. ただし、これは明確に仕切られた予算枠ではないため、応募の件数や提案された研究課題の内容を踏まえ、必要があれば、課題採択に当たって両者間の配分について柔軟に対応して参りたい。

(参考) 平成20年度概算要求におけるイノベーション創出基礎的研究推進事業の内訳

	課題数	要求額(百万円)	新規分に占める割合
技術シーズ開発型	55	3,780	78%
発展型	25	1,060	22%
新規分計	80	4,840	100%
継続分計	97	5,709	
合計	177	10,549	

1-⑦ 本事業において、人件費を支給できる研究者の拡大の取り組みについて示されたい。

研究者に対する人件費配分の拡大を図る観点から、

- ① 民間企業、私立大学等における常勤の研究者の人件費についてはエフォート分を直接経費として計上可能
- ② ポスドク等（非常勤研究員）の人件費は直接経費として計上可能等の措置を実施（但し、国から運営費交付金等を交付されている独法、国立大学法人等の常勤研究者の人件費は支給対象外）

しており、研究実施に際して必要となる研究者の人件費は基本的に手当てされていると考えている。

また、対象見直し後の事業においても同様の運用とすることとしている。

1-⑧ 若手育成枠については、これまでの採択率が極めて低い状況にあるが、それを改善するために、もう少し研究費を低く設定して採択数を増やす等の対応は行えないか。

1. 若手研究者支援については、これまでの「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」において、研究期間の短縮（17年度、3～5年を3年に短縮）や研究費の上限引き下げ（19年度、20%引き下げ）といった制度の見直しとともに、要望額の圧縮によって採択数の増加に努めてきたところである。

新たな事業においても、こうした改善を踏まえて、研究期間や研究費の上限の設定を行っている。

2. さらに、新たな事業においては、研究費の上限の取扱いについて十分配慮しつつ、機器等のリース、レンタルを徹底すること等により、一層効率的な研究運営を推進し、採択課題数等の増加に取り組んで参りたい。

1-⑨ ベンチャー育成について、フェーズⅡの研究開発期間を2年、研究費の上限を3000万円とした根拠は何か。

1. ベンチャー育成枠については、同様に研究開発ベンチャーの育成を目的とした現行の「生物系特定産業創出のための異分野融合研究支援事業」の「起業化促進型」の研究期間及び研究費を前提に設定している。
2. 今回の見直しにおいては、研究開発内容について、市場調査等事業化可能性をあらかじめ見極めるためのフィジビリティ・スタディを研究開発の採択の前に行うことを大きな改善点としている。
3. なお、現行の「起業化促進型」の研究開発期間及び研究費の上限については、既に一定の技術の組立てが行われていること、及び参画研究機関数は限定されることを前提に、「一般型」に比べ低めに設定している。

2. 審査体制

2-① イノベーション創出の可能性を見極めるためには、農業・食品以外の分野や、産業的視点等異なる視点を持った評価者による審査・評価が重要であるが、選考・評価委員会のメンバーの分野構成等はどのようになっているか。また、適切な評価を行う人材確保のためには、評価者の評価を行う等の対応も必要ではないか。

1. 選考・評価委員の選定については、事業に係る研究課題について十分な評価能力を有し、かつ公正な立場から評価を行うことができる者であること等の条件を満たす外部専門家の中から行っているところである。
2. 選考・評価委員会は事業ごとに設置しており、委員の所属及び分野は別添の通りとなっている。
3. 個々の評価者の評価を的確に行うことはなかなか難しいものとするが、委員の分野構成等については、イノベーション創出の目的に照らして、ふさわしい分野の専門家の方の選任が行われるよう、他の制度の例、あるいは総合科学技術会議における評価委員のご助言等も踏まえて今後検討して参りたい。